

平成十四年法律第百八十八号  
東京地下鉄株式会社法

## 目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）  
第二章 経営の健全性及び安定性の確保（第四条―第八条）  
第三章 雑則（第九条―第十一条）  
第四章 罰則（第十二条―第十七条）  
附則

## 第一章 総則

## （会社の目的及び事業）

第一条 東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）は、東京都の特別区の存する区域及びその付近の主として地下において、鉄道事業及びこれに附帯する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

2 会社は、前項の事業を営むほか、同項の事業以外の事業を営むことができる。

## （商号の使用制限）

第二条 会社でない者は、その商号中に東京地下鉄株式会社という文字を使用してはならない。

## （一般担保）

第三条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

## 第二章 経営の健全性及び安定性の確保

## （株式）

第四条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定するその発行する株式（第十六条第一号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

## （代表取締役等の選定等の決議）

第五条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

## （事業計画）

第六条 会社は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

## （定款の変更等）

第七条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く）、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

## （財務諸表）

第八条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

## 第三章 雑則

## （監督）

第九条 会社は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

## （報告及び検査）

第十条 国土交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## （財務大臣との協議）

第十一条 国土交通大臣は、第四条第一項又は第七条（定款の変更の決議に係るものを除く。）の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

## 第四章 罰則

第十二条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十三条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第十四条 第十二条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の例に従う。

2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第十五条 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第四条第一項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を發行したとき。
- 二 第四条第二項の規定に違反して、株式を發行した旨の届出を行わなかつたとき。
- 三 第六条の規定に違反して、事業計画を提出しなかつたとき。
- 四 第八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。
- 五 第九条第二項の規定による命令に違反したとき。

第十七条 第二条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

## 附則 抄

## （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十二條までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

## （この法律の廃止その他の必要な措置）

第二条 国及び附則第十一条の規定により株式の譲渡を受けた地方公共団体は、特殊法人等改革基本法（平成十三年法律第五十八号）に基づき特殊法人等整理合理化計画の趣旨を踏まえ、この法律の施行の状況を勘案し、できる限り速やかにこの法律の廃止、その保有する株式の売却その他の必要な措置を講ずるものとする。

**第三条** 国土交通大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

**第四条** 設立委員は、定款を作成して、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

**第五条** 会社の設立に際して発行する株式に関する商法（明治三十二年法律第四十八号）第六十六条ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

**第六条** 会社の設立に際して発行する株式の総数は、帝都高速度交通営団（以下「営団」という。）が引き受けるものとし、設立委員は、これを営団に割り当てるものとする。

**第七條** 営団は、会社の設立に際し、その財産の全部を出資するものとする。

**第八條** 会社の設立に係る商法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「第七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「東京地下鉄株式会社法附則第六條第一項ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

**第九條** 附則第七條の規定により営団が行う出資に係る給付は、附則第十八條の施行の時に行為するものとし、会社は、商法第五十七條の規定にかかわらず、その時に成立する。

**第十條** 会社は、商法第八十八條第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

**第十一條** 営団が出資によつて取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府及び営団に出資している地方公共団体に、営団への出資の金額の営団の出資の総額に対する割合に応じて、無償譲渡されるものとする。

**第十二條** 商法第六十七條、第六十八條第二項及び第八十一條の規定は、会社の設立については、適用しない。

**第十三條** 営団は、会社の成立の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時にいて会社が承継する。

**第十四條** 前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る交通債券は、第三條の規定の適用に

ついては、社債とみなす。

**第十五條** 第二條の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に東京地下鉄株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

**第十六條** 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画については、第六條中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

**第十七條** 附則第三條から前条までに規定するもののほか、会社の設立及び営団の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

**第十八條** 帝都高速度交通営団法は、廃止する。

**第十九條** 前條の規定の施行前に同條の規定による廃止前の帝都高速度交通営団法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

**附則**（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄  
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

**附則**（平成二六年六月二七日法律九一號）抄  
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**附則**（令和元年二月二日法律第七一號）抄  
この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九條中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九條の改正規定（「第六十八條第二項」を「第八十六條第一項」に改める部分に限る。）、第二十一條中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六條第二項及び附則第四條の改正規定、第四十一條中保険業法附則第一條の二の十四第一項の改正規定、第四十七條中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六條第一項の改正規定、第五十一條中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七條の改正規定、第七十八條及び第七十九條の規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六條第一項の改正規定並びに第二百二十四條及び第二百二十五條の規定、公布の日

**附則**（令和四年六月一七日法律第六八號）抄  
（施行期日）  
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定  
公布の日

---

---